

佐賀県訓令甲第12号

農 林 水 産 部  
佐賀県林業試験場

佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 林業試験場に場長のほか副場長を、課に課長を、<u>室に室長を</u>置く。</p> <p>2～8 略</p> <p>(業務報告)</p> <p><b>第7条</b> 場長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の<u>9月末日</u>までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 林業試験場に場長のほか副場長を、課に課長を置く。</p> <p>2～8 略</p> <p>(業務報告)</p> <p><b>第7条</b> 場長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の<u>5月15日</u>までに知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。